



埼玉県報

第 2 6 7 8 号
平 成 2 7 年 3 月 1 3 日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)

告示

- [県税の収納事務に係る告示\(税務課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [馬宮土地改良区の役員就退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [川島町土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [狭山都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [狭山都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [平成24年埼玉県教委告示第9号の一部を改正する告示\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県指定有形文化財の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定史跡の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定名勝の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定天然記念物の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示\(監査第一課\)](#)

規 則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一 六三

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一 五〇）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第二百二十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年三月十三日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都渋谷区代々木二丁目二番一号 株式会社アイヴィジット 代表取締役 西村 修	埼玉県さいたま県税事務所、埼玉県川口県税事務所、埼玉県朝霞県税事務所、埼玉県川越県税事務所、埼玉県春日部県税事務所及び埼玉県越谷県税事務所において行う県税に係る徴収金の収納事務	平成二十七年三月一日から平成二十九年二月二十八日まで ただし、埼玉県川越県税事務所においては、平成二十七年三月二十三日から平成二十九年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第二百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三郷インター複合商業施設

埼玉県三郷市上口二丁目百二十八番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社LIXILピバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社LIXILピバ 代表取締役 渡邊修

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八 外 計二十六者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八 外 計二十四者

八 変更年月日

平成二十六年十一月十日外

二 届出年月日

平成二十七年二月十九日

二 縦覧期間

平成二十七年三月十三日から平成二十七年七月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月十三日から平成二十七年七月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フタバスポーツ朝霞新店

埼玉県朝霞市幸町三丁目一番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社フタバスポーツ 代表取締役 橋本正彦

埼玉県朝霞市青葉台一丁目五番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社フタバスポーツ 代表取締役 橋本正彦

埼玉県朝霞市青葉台一丁目五番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十月二十八日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前九時から午後七時

ト 届出年月日

平成二十七年二月二十七日

二 縦覧期間

平成二十七年三月十三日から平成二十七年七月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月十三日から平成二十七年七月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二三三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬宮土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年三月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	大久保 勲	埼玉県さいたま市西区大字西遊馬百二十二番地二
同	金子 保	同 同 五百六十六番地
同	都築 正武	同 同 九百七十六番地
同	島田 家次	同 同 千三百二十八番地
同	石田 紀雄	同 同 二千百七十七番地一
同	森 幹夫	同 同 土屋百四番地一
同	星野 和夫	同 同 二百十一番地
同	薮島 益次郎	同 同 二ツ宮三百九番地一
同	薮島 裕夫	同 同 七百五十六番地
同	森 貞夫	同 同 佐知川千二百三十一番地二
監事	金子 一男	同 同 西遊馬八百六十一番地二
同	河野 克己	同 同 土屋百七十三番地
同	小峰 勇	同 同 二ツ宮四百十一番地二
同	澤田 隆	同 同 指扇九百七十四番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	安藤 伸夫	埼玉県さいたま市西区大字西遊馬二百五十九番地
同	金子 保	同 同 五百六十六番地
同	都築 正武	同 同 九百七十六番地
同	野原 基好	同 同 千三百五十八番地
同	大久保 正雄	同 同 二千百七十三番地一
同	杉山 起司	同 同 土屋百五十七番地
同	星野 和夫	同 同 二百十一番地
同	小峰 勇	同 同 二ツ宮四百十一番地二
同	新井 敏	同 同 八百四十五番地

同	同	同	監事	同
澤	葩	洪	浪	森
田	島	谷	江	
	克	繁		貞
隆	己	雄	稔	夫
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
指扇九百七十四番地	二ツ宮八百十五番地一	同 七百五十六番地	西遊馬百八十七番地三	佐知川千二百三十一番地二

告 示

埼玉県告示第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川島町土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
監事	安田昌生	埼玉県比企郡川島町大字南園部三百三番地

告 示

埼玉県告示第二百二十三号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

埼玉県さいたま市南区別所七丁目

四 作業期間

平成二十七年三月九日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百三十四号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（二級、三級基準点測量）

三 作業地域

幸手市平須賀二丁目、大字吉野 地内

四 作業期間

平成二十七年三月十三日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百二十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八
号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

埼玉県川口市大字芝字鶴ヶ丸から埼玉県草加市旭町三丁目まで

四 作業期間

平成二十七年三月二日から平成二十七年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第二百二十六号

平成二十六年埼玉県告示第四百七十九号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十七年二月二十四日終了した旨測量計画機関である桶川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百三十七号

狭山市から狭山都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十八号

狭山市から狭山都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十九号

富士見市から富士見都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十号

ふじみ野市から富士見都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十一号

東松山市から東松山都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十二号

所沢市から所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十二号

富士見市から富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年十月二十九日

指令川建セ第二六〇〇七二〇号

二 検査済証番号

平成二十七年三月九日

川建セ第二六〇一五九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字戸守字西七百七十六番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字正直七百五十番地一

山口 英夫

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十七年二月二十六日

指令川建セ第二五〇一四九一号

二 検査済証番号

平成二十七年三月六日

川建セ第二六〇一五七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤字金井二百五十四番百二十六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤六百五十六番地六

青木 政章

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年八月二十日

指令川建セ第二六〇〇四七一号

二 検査済証番号

平成二十七年三月十日

川建セ第二六〇一五六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤字金井二百五十四番百四十四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市薬師町十三番地一 クリスタルハイム四〇一号室

戸田 佳幸

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十七年三月六日

指令越建セ第二六〇〇五三一号

二 検査済証番号

平成二十七年三月十日

越建セ第五一〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字本郷八百五十五番一、八百五十五番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市青葉一丁目二番七号―四〇五号

中田 宏美

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十六年九月二十二日

指令越建セ第二六〇〇三一〇号

二 検査済証番号

平成二十七年三月十日

越建セ第五一二一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字塘三千九百七十七番一、三千九百九十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市南五丁目四番三十一号

鈴木 剛生 鈴木 紗恵

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十七年二月二十六日

指令越建セ第二四〇〇三二一号

二 検査済証番号

平成二十七年三月十日

越建セ第五一三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字本郷八百八十一番一、八百八十一番二、八百

八十一番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸八百八十番地

日下部 正一

告 示

埼玉県教委告示第五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 日時

平成二十七年三月十八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- ロ 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則について
- ハ 埼玉県立図書館管理規則の一部を改正する規則について
- ニ その他

告示

埼玉県教委告示第六号

平成二十四年埼玉県教委告示第九号（情報通信の技術を利用して行う手続等に関する告示）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

表中

名 称	条 項
埼玉県公立学校教員採用 志願手続及び選考試験等 に関する規則（昭和三十 一年埼玉県教育委員会規 則第七号）	第四条 （ただし、埼玉県公立学校教員採用選考 試験の志願区分のうち小学校等教員及び 中学校等教員の一部並びに高等学校等教 員の志願手続に限る。）

名 称	条 項
埼玉県公立学校教員採用 志願手続及び選考試験等 に関する規則（昭和三十 一年埼玉県教育委員会規 則第七号）	第四条 （ただし、埼玉県公立学校教員採用選考 試験要項で定める志願手続に限る。）

める。

に改

告示

埼玉県教委告示第七号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県教育委員会委員長 高木康夫

種類	名称及び員数	所在地	所有者
建造物	横瀬神社本殿及び拝殿 付 幣殿一棟 本殿覆屋一棟 棟札五枚	埼玉県深谷市横瀬 千三百五十八番地	宗教法人 横瀬神社
建造物	五ヶ門樋 付 中庄内樋管一基 排水機場跡一基	埼玉県春日部市水 角千八百九十九番 地先	春日部市
彫刻	木造地藏菩薩立像	埼玉県越谷市大字 野島三十二番地	宗教法人 浄山寺
彫刻	木造虚空蔵菩薩坐像	埼玉県飯能市大字 川寺四十三番地一	宗教法人 大光寺
古文書	大野家文書	埼玉県川越市大字 石田本郷四番地	大野和秀

告示

埼玉県教委告示第八号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定史跡として次のとおり指定する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

種類	名称及び員数	所在地	所有者
史跡	馬場小室山遺跡	埼玉県さいたま市緑区大字三室字東宿二千十五番、二千十六番	さいたま市
史跡	永明寺古墳	埼玉県羽生市大字下村君字谷田二千二百七十四番三、二千二百七十七番、二千二百七十八番一の一部、二千二百七十八番二、二千二百八十四番、二千二百八十五番二、二千二百八十六番、二千二百八十八番、二千二百八十九番（別図のとおり）	宗教法人永明寺、 卯之木茂、望月イ マ子、吉羽巖男

地番	2278-1 除外部分	地目	
所有者			
N O	X	Y	辺長
155	22651.758	-22310.862	
108	22649.118	-22319.967	9.480
102	22619.513	-22311.546	30.779
151	22621.618	-22304.285	7.559
154	22644.459	-22309.269	23.378
155	22651.758	-22310.862	7.470
面積	262.2417935		
地積	262.24 m ²		

基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	備考
3-1	22605.544	-22311.329	GNNs観測
3-2	22620.374	-22274.762	GNNs観測

世界測地系 (測地成果2011)

 埼玉県指定史跡
 永明寺古墳指定範囲



告示

埼玉県教委告示第九号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定名勝として次のとおり指定する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

種類	名称及び員数	所在地	所有者
名勝	外秩父丸山の眺望	埼玉県秩父郡横瀬町大字芹ヶ久保字沼ノ久保八百八十六番四、八百九十五番四	埼玉県

告示

埼玉県教委告示第十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり指定する。

平成二十七年三月十三日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

種類	名称及び員数	所在地	所有者
天然記念物	赤平川の大露天 ようばけ	埼玉県秩父郡小鹿野町大字長留字サス一番、二番、三番、七番一・二、八番、十番、十一番、十二番、十三番一・二、十四番一・二、十五番一、十六番、十七番一、十八番一、二十二番一・三、三十三番、三十四番一・二・四、三十五番、三十七番、三十八番、四十一番、四十二番、五十一番、五十二番一・二、五十八番、五十九番、六十七番、六十八番、百二十六番一、百二十七番	秋葉勇吉、今井修、今井昇次、今井シナ子、今井晃市、神田進、黒沢幸男、高橋良衛、田島康久、豊田聡志、豊田豊寿、豊田隆治、中村頼子、根岸清子、株式会社埼玉北林業、秩父太平洋セメント株式会社

告 示

埼玉県監査委員告示第三号

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月十三日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	鈴 木 弘
埼玉県監査委員	本 木 茂

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県監査委員告示第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。